

未来社会協創事業戦略室の設置について

平成30年12月4日
未来社会協創推進本部決定

(設置)

1. 東京大学未来社会協創推進本部内規第5条の規定に基づき、未来社会協創推進本部（以下「本部」という。）に未来社会協創事業戦略室（以下「室」という。）を置く。

(任務)

2. 室は、本部が主導する未来社会協創事業に関し、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 学内予算配分に係る原案の作成に関すること。
 - (2) 東京大学未来社会協創基金に関する予算・決算に関すること。
 - (3) その他東京大学未来社会協創基金の重要事項に関すること。

(組織)

3. 室は、室長及び室員をもって構成する。
4. 室長は、渉外を担当する理事又は副学長をもって充てる。
5. 室員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 未来社会協創推進本部を担当する理事又は副学長
 - (2) 財務を担当する理事又は副学長
 - (3) 総長補佐のうち、本部長が指名する者
 - (4) 本部事務組織の関係部長又は次長のうち、室長が指名する者
 - (5) その他室長が必要と認める者

(庶務)

6. 室の庶務は、関係部署の協力を得て、本部渉外活動支援課において処理する。

(補則)

7. 本決定のほか、室の運営に関し必要な事項は、室長が別に定める。